追加修正箇所①

資料３－６

➤　火災気象通報基準に係る記載の修正

（修正内容）

　　火災気象通報基準に係る記載を以下のとおり修正する。

（理　由）

　火災気象通報基準が改正されたため。

　（新基準運用開始日：令和元年１０月２４日）

（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 修正案 |
| 基本対策編　P.342  第３　火災の警戒    １　火災気象通報  大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危  険であると認めるときは、知事に通報する。知事は  市町村長に伝達する。  実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下と  なり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）の  いずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）  が10m/s以上となる見込みのとき。  但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取り  やめることができる。  基本対策編　P.350  第５　火災の警戒  １　火災気象通報  大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危  険であると認めるときは、知事に通報する。知事は  市町村長に伝達する。  実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下と  なり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）の  いずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）  が10m/s以上となる見込みのとき  但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取り  やめることができる。 | 基本対策編　P.342  第３　火災の警戒    １　火災気象通報  大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危  険であると認めるときは、知事に通報する。知事は  市町村長に伝達する。  　　通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意  報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。  　ただし、通報基準に該当する場合であっても、降  雨、降雪を予想している場合には火災気象通報とし  て通報しないことがある。  基本対策編　P.350  第５　火災の警戒  １　火災気象通報  大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危  険であると認めるときは、知事に通報する。知事は  市町村長に伝達する。  通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意  報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。  　ただし、通報基準に該当する場合であっても、降  雨、降雪を予想している場合には火災気象通報とし  て通報しないことがある。 |

追加修正箇所②

➤　大雪警報・注意報の発表基準に係る記載の修正

（修正内容）

　　大雪警報・注意報の発表基準に係る記載を以下のとおり修正する。

（理　由）

　大雪警報・注意報の発表基準が改正されたため。

　（新基準運用開始日：令和元年１１月１４日）

（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 修正案 |
| 基本対策編　P.163～165 | 基本対策編　P.163～165 |